

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案概要等

第146回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
労働衛生課

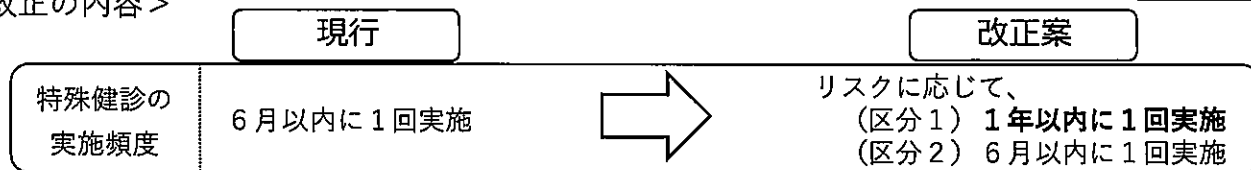
8 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

特化則	有機則
鉛則	
四アルキル鉛則	

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できることとする。

2023(R5).4.1施行

<改正の内容>



要件	実施頻度
以下のいずれも満たす場合（区分1） ①当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。 （※四アルキル鉛を除く。） ②直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。 ③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。	次回は1年以内に1回 （実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）
上記以外(区分2)	次回は6月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

※四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用することとする。

化学物質による労働災害防止のための新たな規制

(労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 91 号 (令和 4 年 5 月 31 日公布) 等の内容) に関する Q & A (抜粋))

厚生労働省 令和 5 年 3 月 31 日掲載

Q1：特殊健康診断の実施頻度緩和について、条件が満たされれば、事業者において実施頻度緩和のタイミングを決めてよいか。また、労働基準監督署への届出等が必要か？

A1：特殊健康診断の実施頻度の緩和は一定の要件に該当する旨の情報に基づいたタイミングで、各事業者が労働者ごとに判断して行うこととしています。このため、特殊健康診断の実施頻度の緩和にあたり、所管の労働基準監督署や都道府県労働局に対する届出等を行う必要はありません。

Q2：屋外作業場の作業に従事する労働者で特殊健康診断の実施対象者の場合も、実施頻度の緩和の規定は適用可能か？

A2：特殊健康診断の実施頻度緩和の規定の適用については、当該業務を行う場所について作業環境測定の実施及びその結果の評価が法令で規定されるもののみを対象としています。したがって、法令で作業環境測定の実施及びその結果の評価が義務付けられていない屋外作業場については、今回の特殊健康診断の実施頻度緩和の対象とはなりません。

Q3：特殊健康診断の実施頻度緩和の条件の 1 つに、「直近の健康診断実施日からばく露量に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと」があるが、大きな影響の有無についての判断基準はあるか？

A3：「ばく露量に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと」とは、特殊健康診断の実施対象業務に従事する労働者への当該物質のばく露リスクに変更がないということであり、例えばばく露リスクアセスメント対象物の使用量や使用頻度に大きな変更がないこと等が挙げられます。この判断は各事業者が実施することになりますが、判断にあたっては、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家等の助言を踏まえて判断することが望ましいものと考えます。

Q4：特殊健康診断の実施頻度緩和の条件として、直近 3 回分の作業環境測定および特殊健康診断結果があるが、直近 3 回分には施行日以前の結果も含めてよいか？

A4：特殊健康診断の実施頻度緩和に係る要件については、施行日前に実施された作業環境測定の評価結果及び特殊健康診断の結果を含んで判断していただいていた差し支えありません。